イ　製剤 ㋐　成分規格 本品は、サリノマイシンナトリウム（その１）製造用原体に、賦形物質を混和又は造粒した小片、粒子又は粉末である。 力価　（略） 物理的・化学的性質 ①　本品は、淡黄白色～淡褐色の小片、粒子又は粉末で、特異な臭いを有する。 ②・③　（略） 確認試験～力価試験　（略） ㋑～㋓　（略） サリノマイシンナトリウム（その２） ア・イ　（略） ウ　製剤（その１） ㋐　成分規格 本品は、サリノマイシンナトリウム（その２）製造用原体（その１）に、賦形物質を混和した小片又は粉末である。 力価～力価試験　（略） ㋑　製造の方法の基準 サリノマイシンナトリウム（その２）製造用原体（その１）に、賦形物質を混和して製造すること。 ㋒　保存の方法の基準 サリノマイシンナトリウム（その２）製造用原体（その１）の保存の方法の基準を準用する。 ㋓　（略） エ　製剤（その２） ㋐　成分規格 本品は、サリノマイシンナトリウム（その２）製造用原体（その２）に、賦形物質を混和した小片、粒子又は粉末である。 力価　本品は、１mgにつき、200μg（力価）以下であり、力価試験を行うとき、表示力価の85～125％を含む。	イ　製剤 ㋐　成分規格 本品は、サリノマイシンナトリウム（その１）製造用原体に、賦形物質を混和又は造粒した小片、粉末又は粒子である。 力価　（略） 物理的・化学的性質 ①　本品は、淡黄白色～淡褐色の小片、粉末又は粒子で、特異な臭いを有する。 ②・③　（略） 確認試験～力価試験　（略） ㋑～㋓　（略） サリノマイシンナトリウム（その２） ア・イ　（略） ウ　製剤 ㋐　成分規格 本品は、サリノマイシンナトリウム（その２）製造用原体に、賦形物質を混和した小片又は粉末である。 力価～力価試験　（略） ㋑　製造の方法の基準 サリノマイシンナトリウム（その２）製造用原体に、賦形物質を混和して製造すること。 ㋒　保存の方法の基準 サリノマイシンナトリウム（その２）製造用原体の保存の方法の基準を準用する。 ㋓　（略） （新設）	物理的・化学的性質 ①　本品は、淡黄白色～淡褐色の小片、粒子又は粉末で、特異な臭いを有する。 ②　本品は、2.00㎜の標準網ふるいを通過する。 ③　本品は、発かびを認めない。 確認試験　サリノマイシンナトリウム（その２）製剤（その１）の確認試験を準用する。 乾燥減量　10.0％以下（１ｇ，105℃，３時間） 力価試験 寒天平板　サリノマイシンナトリウム（その１）製造用原体の規定を準用する。 試験菌　サリノマイシンナトリウム（その１）製造用原体の規定を準用する。 常用標準希釈液の調製　サリノマイシンナトリウム(その１)製造用原体の規定を準用する。 試料溶液の調製　サリノマイシンナトリウム（その２）製剤（その１)の規定を準用する。 ㋑　製造の方法の基準 サリノマイシンナトリウム（その２）製造用原体（その２）に、賦形物質を混和して製造すること。 ㋒　保存の方法の基準 サリノマイシンナトリウム（その２）製造用原体（その２）の保存の方法の基準を準用する。 ㋓　表示の基準 サリノマイシンナトリウム（その２）製剤（その１）の表示の基準を準用する。 (116)～(159)　（略）	(116)～(159)　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。